

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

もり かつみ
監査委員事務局長 森 克巳



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

市民の方は「監査」と聞いてもどんな仕事かイメージがわからないのではないのでしょうか。

民間会社などでは、株主などからお金を集めて運営しますが、運営の実態（利益をどのくらいあげているか、赤字になっていないかなど）を正しく公開しないと、その会社を正しく判断できず、関わる人々に損害を与えます。監査は、企業を監査、検査、審査し、結果を公表することで、会社に関わる人々を守り、また会社そのものを守っているのです。

市役所に関わる人々とは市民です。市民の福祉の増進のため、市役所の仕事が法律に基づいてきちっと行われているか、仕事のやり方が妥当で効率的に行われているかなどを監査し、その結果を市民に公表するのが、監査委員（本市では、人格が高潔で、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから4人の監査委員が選任されています）の主な仕事であり、監査委員を補助する（監査委員の手足となって、資料の収集、分析、作成などを担う）組織が監査委員事務局です。

監査の仕事は組織の主治医にたとえられます。ここの具合が悪いのではないかという指摘（監査請求）を受けて診るものもありますが、どこか具合が悪いからではなく、普段からの健康診断を主に行っています。人も同じですが健康診断を受けなければ、知らないうちに病気が進行して、後で大変な目にあうこともあります。

市役所の様々な部署の監査を行うと、誤りやミスを指摘することになります。誰でも自分のやったことのミスなどを指摘されるのは好みません（私自身も去年までは監査を受ける立場でしたから本当にそう思います）から、是非監査をやってほしいという部署は少ないです。

けれども市役所にとっては欠くことのできない仕事です。「監査をしっかりと行い、その結果を市民に公表することで市役所への信頼を高める。」「監査をしっかりと行い、市役所の機能不全を未然に防ぎ市役所を守る。」この2つは、結果として市民の生活を守ることになると考えます。

令和2年度は、この基本姿勢のもと、公金や備品などの財産管理、公契約のあり方などの契約事務、補助金や委託料が適切に執行されているか、の3点を重点項目として、監査に取り組みます。

令和元年度の振り返り

監査委員及び事務局では、月々の現金出納検査（月々の収入や支払いが適切に行われているか）、決算審査（前年度の年間を通じて歳入や歳出が適正であったか）や基金運用審査（ある目的のために積み立てているお金が適正に運用されているか）、定期監査（市役所の事務が適正に行われているか）、財政援助団体等監査（交付した補助金等が適正に使われたか）などの仕事に取り組みました。

それぞれの監査にあたっては、事務が定められた手続きに則って行われているかといった「内部統制」に関する項目が21件、委託業者の管理監督や契約手続きにおける予定価格の取り扱いなどの「契約事務」に関する項目が72件、机やロッカーなどの備品や公共用地の「財産管理」に関する項目は57件、補助金交付や委託契約上の手続きなどの「補助金・委託料」に関する事項が9件、及び施設やサービスの利用料金などの「未収金対策」に関する事項が6件、その他6件の計197件の検討又は改善を要する事項の指摘等を行いました。

検討又は改善を要する事項のなかでも割合が高い項目としては、契約に関すること（37%）、財産管理に関すること（29%）となっており、この2項目で全体の指摘等の65%を占めています。

一方、過去の指摘事項に対しては、平成29年度の指摘事項に対して92%、平成30年度の指摘事項に対して82%が措置（改善）済みとなっており、監査の成果が現れています。